

昭和46年4月1日

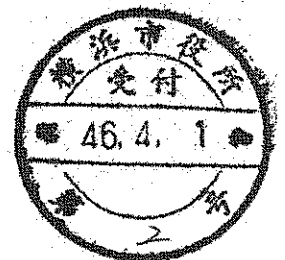
横浜港港湾管理者の長
横浜市長 飛鳥田 一 雄 殿

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
三菱重工業株式会社
申請人 取締役社長 牧 田 與一郎

横浜市西区緑町1番1号
三菱重工業株式会社
代理人 横浜造船所長 吉 川 徳 夫

公有水面埋立免許申請取下書

昭和45年9月2日付横浜市西区緑町68.72.74番地先公有水面埋立申請は事情により取下げますのでご了承くださるようお願い申し上げます。



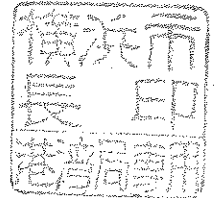
第3号様式（第5条第2号）

一部開示決定通知書

港湾管二第1211号
平成27年3月16日

田口 俊夫 様

横浜市長 林 文子



平成27年3月4日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	「西区緑町地先公有水面埋立工事許認可綴り（横浜市）昭和45年」の中にある「昭和46年4月1日付公有水面埋立免許申請取下書」	
2 開示の日時及び場所	日時	平成27年3月20日 午後4時30分
	場所	港湾局管財第二課（産業貿易センタービル5階）
3 開示の実施方法	写しの交付	
4 非開示とする部分の概要	法人代表者印の印影	
5 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第4号に該当	
6 根拠規定を適用する理由	開示することにより、当該法人の財産の保護等に支障が生ずるおそれがあるため	
7 担当課	港湾局 港湾管財部 管財第二課 電話 045（671）7130	
8 備考		

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

（注意）1 この通知書を持参の上、指定の日時に指定の場所においでください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

平成 27 年 3 月 17 日

田口 俊夫 様

横浜市港湾局管財第二課

開示請求書に対する一部開示決定について

平成 27 年 3 月 4 日付（市民情報センター到達日）開示請求書に対する行政文書は、別添の通知書のとおり、一部を開示することが決定しましたのでお知らせいたします。

なお、開示当日には事前に金融機関等で納付いただいた領収書と一部開示決定通知書を持参していただきますようお願いいたします。

1 送付書類

- (1) 一部開示決定通知書
- (2) 納付書兼領収書

2 納付金額

A4 判コピー 1 枚 10 円

3 開示日時・場所

平成 27 年 3 月 20 日（金）午後 4 時 30 分

横浜市港湾局管財第二課

〒231-0023

横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 5 階

TEL 045-671-7130